

協働と助け合いのまちづくりを目指して

「鏡野町輝くまちづくり基本条例」が町議会12月会議で成立し制定されました。

鏡野町では合併以来、住民と行政が協働でまちづくりを推進するため、「鏡野町未来・希望基金事業等」に取り組んでまいりましたが、個性化及び多様化する町民ニーズや様々な社会的課題に対して、行政への一方的な要求や他人任せでは対応できなくなっています。

また、地方自治体では自らの判断と責任で地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、住民自治の充実が求められています。

このような中で、合併10周年を契機に二層、協働と互助のまちづくりを推進し、豊かで活力ある、人と町が輝く鏡野町を築くため本条例を制定したものです。

人と人とのつながりを大切にしたい、協働と互助のまちづくりを推進しましょう。

(今月号と来月号で条例の全文をお知らせします。)

前文

わたしたちのまち鏡野町は、中国山地に抱かれた400平方キロメートルを超える広大な地に、「森」といって湯と田園文化の里」が広がる自然豊かな町です。

また、数々の歴史と伝統を築きながら、多彩な地域文化が培われてきました。

この大切なまちが、誰にとっても健康で暮らしやすく、潤いのある豊かな町であってほしいと思うのは、私たち町民全ての願いです。

個性化及び多様化する町民ニーズや様々な社会的課題に対して、行政への一方的な要求や他人任せでは対応できなくなっています。また、地方分権の進展に伴い、地方

自治体では、自らの判断と責任で地域の個性をいかしたまちづくりを進めるため、住民自治の充実が求められています。こうした中、町民一人ひとりが自ら考え、行動し、主体となって大切なまちを守り育てていくことが求められています。

そのためには、町民等及び町は、互いの思いを受け止め、認め合い、助け合い、共に考え行動するという意識を持たなければなりません。

全ての町民等がこのような考えを意識し、鏡野町に誇りを持ち、将来にわたって、健康で住み続けたい、活動したいと思えるまちづくりを推進するため、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりの基本理念を定め、町民等及び町の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりを推進するために必要な措置を定め、町民等及び町が、協働と互助の理念の下に公益の増進を図り、健康で豊かで活力ある、人と町が輝くまちづくりを推進することを目的

とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり 健康で住み良
い豊かな地域社会をつくり、
人とまちが輝くための取組
及び活動をいう。

(2) 町民等 町民、地域づくり
協議会、公益活動団体及び
事業者をいう。

(3) 町民 町内に在住し、又は
在勤している個人をいう。

(4) 地域づくり協議会 町内の
地区公民館単位に、その区
域内にある自治会が構成員
となり設立された地域づく
りを行う団体をいう。

(5) 公益活動団体 町内で公益
活動を行うことを主たる目
的とする団体であって継続
性を持つものをいう。

(6) 事業者 町内で主として営
利を目的とする事業を行う
者をいう。

(7) 協働 町民等と町又は町民
等同士が、社会的な課題を
解決するため、目標を共有
し、互いの特性をいかして

役割分担と責任を明確にし
た上で、連携し、及び協力
して活動することをいう。

(8) 参画 町民等が町に対して
計画段階等から意見を述べ、
提案することにより、町政
を推進することをいう。

(9) 公益活動 町民等が自主的
に参加して自発的に行う営
利を目的としない活動で
あって社会貢献性を持つも
のをいう。

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりは、次に
掲げる基本理念にのっとり推
進されなければならない。

(1) 町民等及び町が、健康で豊
かな活力あるまちづくりを
意識し、それぞれの役割と
責務を理解し、互いが対等
なパートナーであることを
認識するとともに、互いに
協力し、互いに助け合いな
がらまちづくりを進めるも
のとする。

(2) 町民等及び町が、互いの自
主性及び主体性を尊重し、
多様な活動の形態によりま
ちづくりを進めるものとす
ること。

(3) 町民等及び町が、互いの情
報を共有し合うことにより、
相互の参加及び参画を図り
ながらまちづくりを進める
ものとする。